

～平成30年度からインセンティブ（報奨金）制度を導入～

# 皆様の取組で保険料率が変わる！！

※平成30年度の取り組み結果は、平成32年度の保険料率に反映されます。

協会けんぽでは、医療費の適正化を進めるため、平成30年度から新たに「インセンティブ（報奨金）制度」を導入しています。この制度は、皆様の取組を5つの評価指標で評価し、その結果に応じて、インセンティブ（報奨金）を付与し、「健康保険料率」を引き下げます。引き下げには皆様の積極的な関与が必要となります。協会けんぽ神奈川支部も皆様の取組を全力でサポートいたしますので、ともに取組んでいきましょう！

## 何を評価されるの？ 何をすればいいの？



### 5つの評価指標

### 皆様をお願いしたいこと

1

後発医薬品の  
使用割合

- 医療機関でお薬が処方される場合、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的に使用してください。



2

特定健診等の  
受診率

- 協会けんぽの健診を毎年必ず受診してください。
- 協会けんぽの健診以外（事業者健診）を実施の事業所は、健診結果を協会けんぽへ提供してください。



3

特定保健指導の実施率

- 健診結果で「生活改善が必要」と判定された場合には、特定保健指導を受けてください。



4

特定保健指導対象者の  
減少率

- 特定保健指導の対象にならないよう、日ごろからの健康づくりを心がけましょう。
- 特定保健指導は保健師等の指示に従い最後まで継続してください。



5

受診勧奨を受けた要治療者の  
医療機関受診率

- 健診の結果、「血圧、血糖値が要治療（再検査含む）」の場合は、必ず病院を受診してください。
- 従業員の健診結果を把握し、「要治療者」に受診を促してください。



協会けんぽ神奈川支部

〒240-8515  
横浜市保土ヶ谷区神戸町134  
横浜ビジネスパークイーストタワー2階  
045-339-5533（代表）  
お電話のお掛け間違いにご注意ください。

協会けんぽ



<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

## 評価方法

まず、制度の財源となる保険料率として、新たに全支部の保険料率の中に0.01%（※）を盛り込みます。

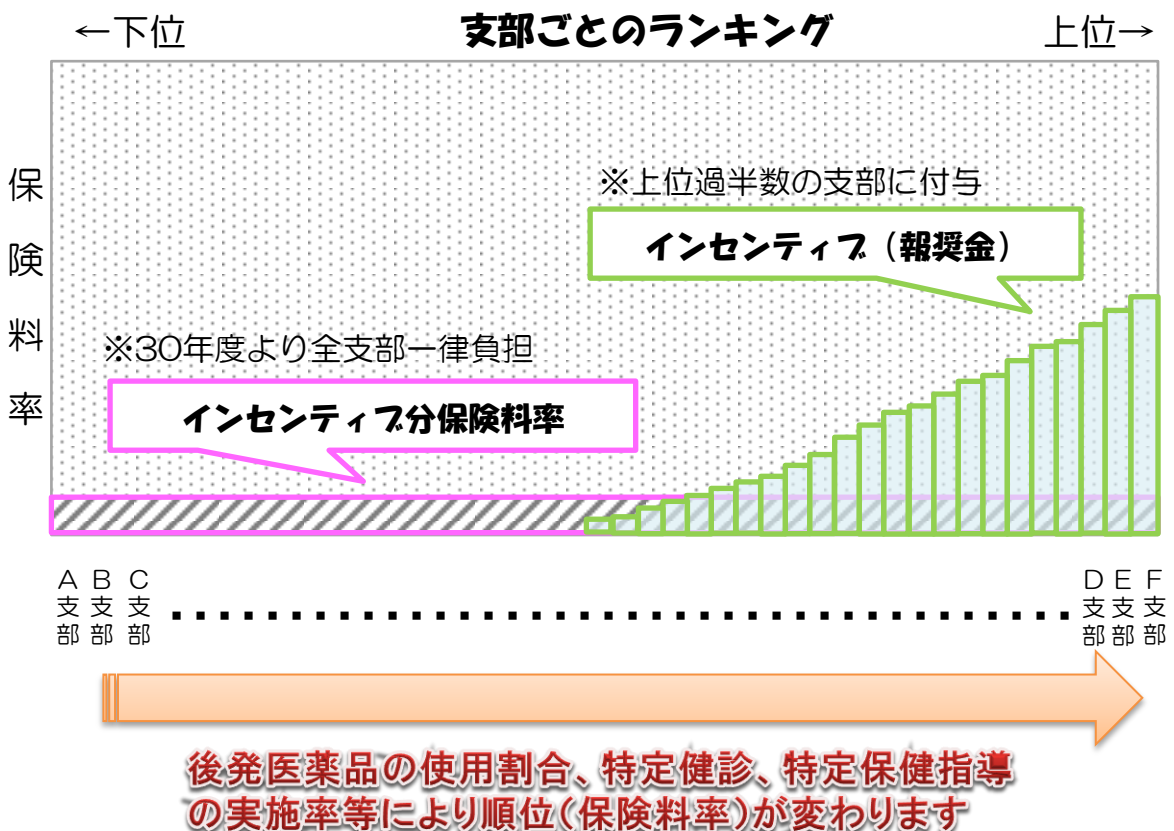
その上で特定健診や保健指導の実施率やジェネリック医薬品の使用割合等の評価指標（表面参照）に基づき、全支部をランキング化し、ランキング上位過半数の支部に得点数に応じた報奨金を付与して保険料率の引き下げを行います。

（※）この0.01%は3年間で段階的に導入されます。

平成30年度（保険料率への反映は平成32年度）	:	0.004%		
⇒平成31年度（	//	平成33年度）	:	0.007%
⇒平成32年度（	//	平成34年度）	:	0.01%

## 制度のイメージ

インセンティブ制度では、全支部一律の保険料率である後期高齢者医療への仕送金に係る保険料率（平成29年度で2.10%）に反映する仕組みとなっています。



平成27年度および28年度のデータを用いたシュミレーション結果では、神奈川支部の順位は全国46位であり、インセンティブ（報奨金）の付与を受けることができず、財源負担のみ発生する結果となっています。

協会けんぽ神奈川支部も皆様の取組を全力でサポートいたしますので、  
ともに取組んでいきましょう！！

